

第1章 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の減量・資源化や適正処理に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めるものであり、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても、随時見直しを行うことが適当であるとされています。

「循環型社会形成推進基本法」及び「各種リサイクル法」が平成3年から制定され、また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正が行われるなど、清掃事業を取り巻く法制度や社会情勢が変化している状況下で、清掃行政を進めていかなければなりません。

総社市（以下「本市」という。）は、平成17年3月に1市2村（旧総社市、旧山手村、旧清音村）の合併により成立しました。本市における廃棄物の処理について、「新潟県ごみ処理広域化計画」や「第2次総社市総合計画」などの各種計画と十分に調整を図りつつ、長期的・総合的視点に立った基本方針を明確に定めた「総社市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）（以下「本計画」という。）」を策定します。

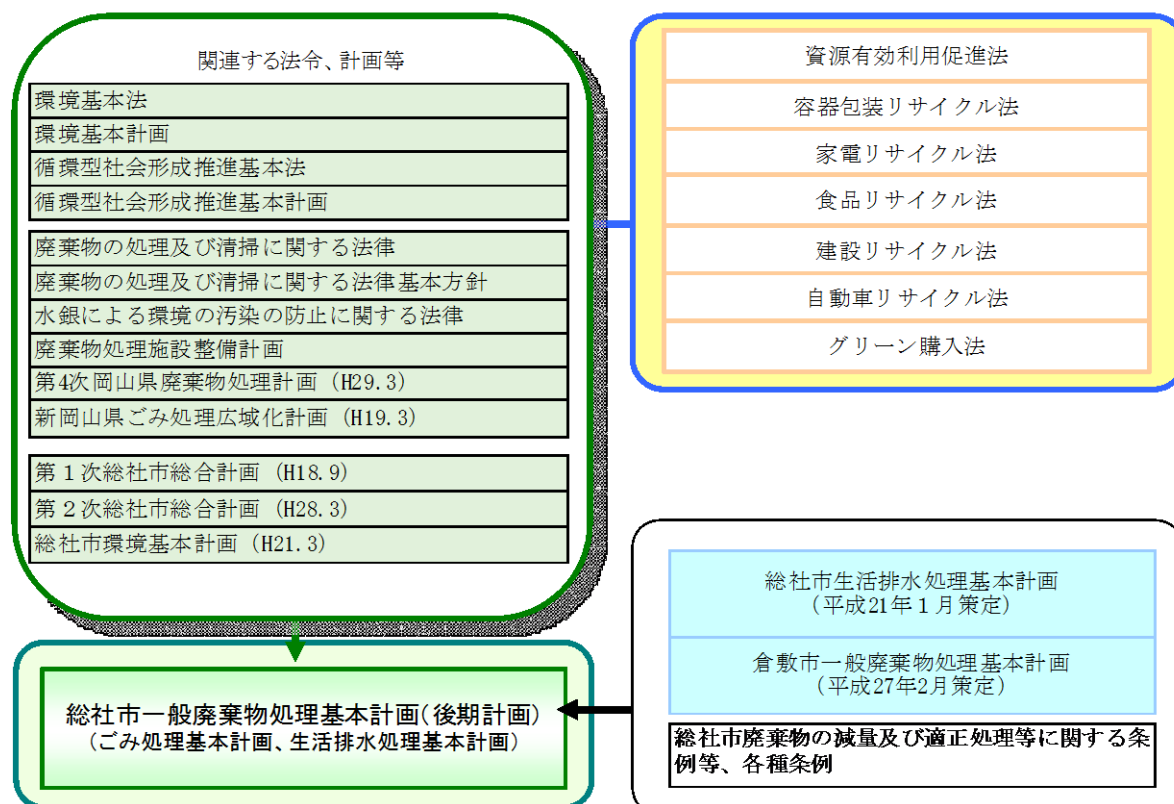


図 1-1-1 関連法令等と本計画の位置づけ

第2章 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全体とします。本市は、倉敷市（従来は本市と旧真備町で組合を設立していましたが、旧真備町は平成17年8月1日に倉敷市に編入しています）と総社広域環境施設組合を設立して、ごみの中間処理と、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていることから、一部、倉敷市真備町に関する表記が出現します。

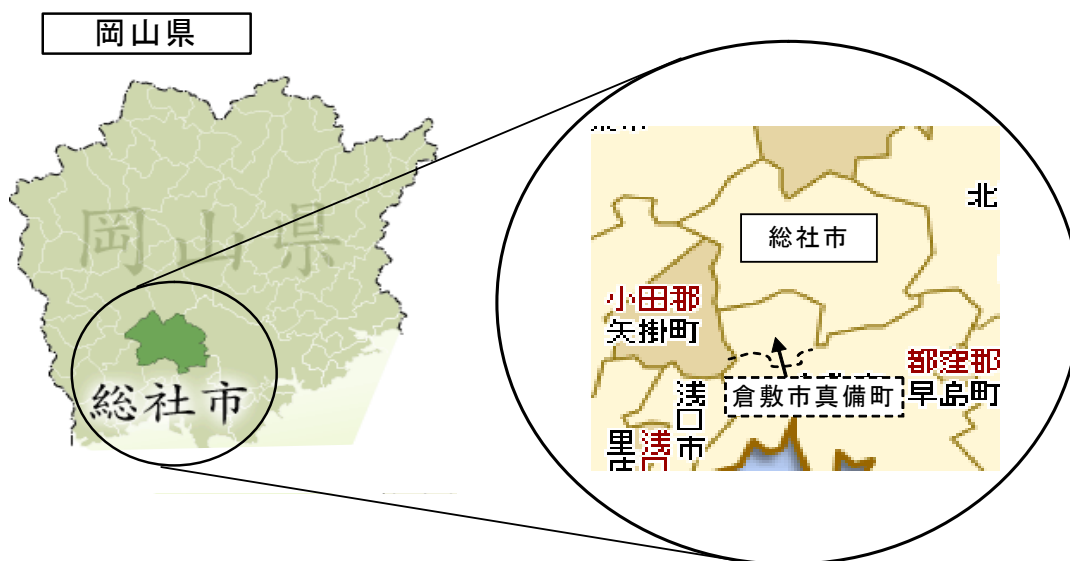


図 1-2-1 計画対象地域図

第3章 計画の目標年度

本計画は、長期的視野に立ち、平成21年度（西暦2009年度）を初年度とした15年間の計画期間とし、平成35年度（西暦2023年度）を目標年次と定めます。

本計画では、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても、随時見直しを行うこととしており、本計画は中間目標年度の実績や諸条件などを基に見直しを行うこととします。

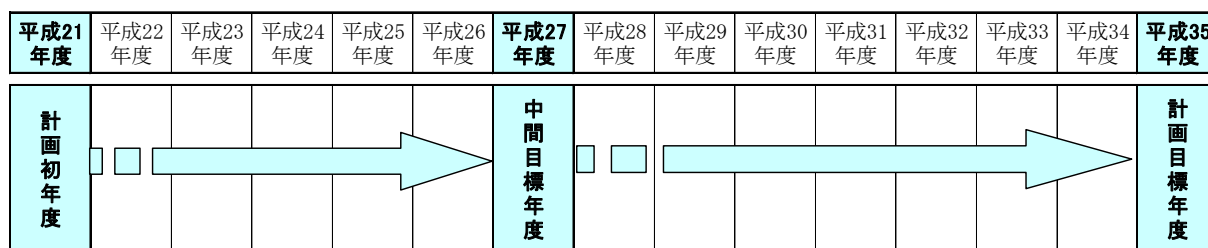


図 1-3-1 計画の目標年度

第4章 計画策定の検討内容と構成

本計画では、ごみ処理及び生活排水処理に係る計画を策定します。ごみ処理基本計画においては、ごみの発生抑制、減量・資源化、収集運搬、中間処理及び最終処分場等の今後の方向性を定め、生活排水処理基本計画では、生活排水の処理計画やし尿・汚泥の処理計画等を定めます。本計画を策定するにあたっては、以下の内容を検討します。

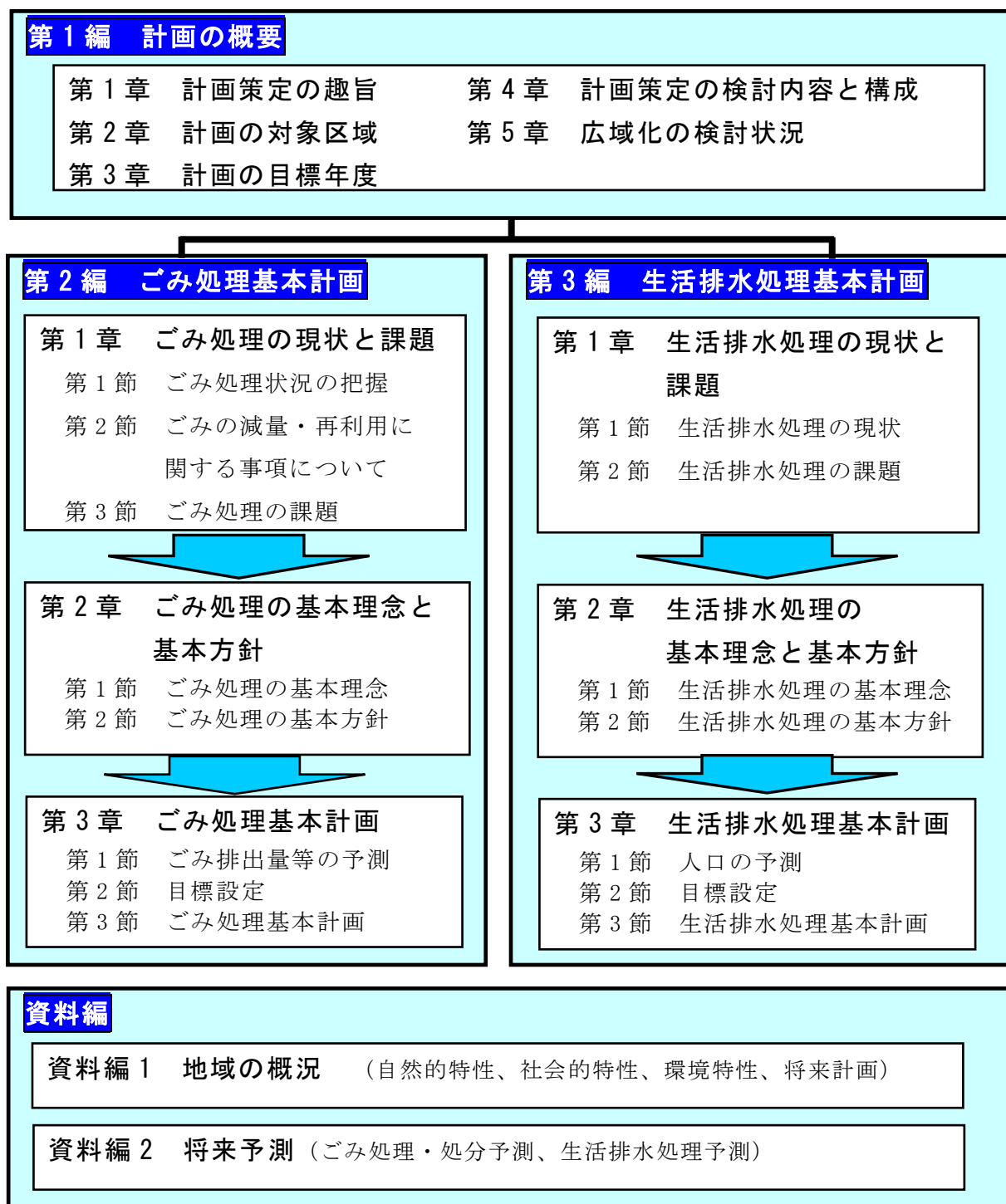


図1-4-1 計画策定の検討内容と構成

第5章 広域化の検討状況

県内の広域化計画については、「新岡山県ごみ処理広域化計画（平成19年3月策定）」により検討されています。県内を6広域ブロックに分割し、ブロック毎に広域化の基本方針が示され、本市は、2市1町（倉敷市、総社市、早島町）で構成する「倉敷ブロック」に属しています。

平成28年度に完成した新総社市一般廃棄物最終処分場は、「倉敷ブロック」施設の一つとして位置付けられたものです。その他の各施設については、今後の更新・廃止時期を勘案して、ごみ処理の広域化を推進する計画です。

「新岡山県ごみ処理広域化計画」における広域ブロックの基本方針を以下に示します。

広域ブロックの区割りにあたっては、基本的には旧広域化計画のブロック区域を尊重しながら、市町村合併及びアンケート結果を勘案しつつ、広域化計画の基本方針に沿ってブロック化を進めていくものとする。具体的には以下のような考え方を基本とする。

- 1) 旧広域化計画で設定したブロックの区割りと構成市町村を基本とする。
- 2) 熱回収を行う焼却施設の能力が、極力300t/日以上、最低でも100t/日以上となる構成市町村を基本とし、ブロック化する。
- 3) 市町村合併により、旧広域化計画の複数ブロックにまたがる場合は、アンケート結果や行政的な枠組みの合理性を基に、ブロック化を調整する。また、市町村合併協議会を設置している場合は、この枠組みを尊重する。

表 1-5-1 新広域ブロックの枠組み

ブロック名	自治体数	構成自治体名
岡山ブロック	4	岡山市、玉野市、久米南町、吉備中央町
倉敷ブロック	3	倉敷市、総社市、早島町
西部ブロック	5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁ブロック	4	高梁市、新見市、真庭市、新庄村
津山ブロック	7	津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村
備前ブロック	4	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町

倉敷ブロックの施設整備計画を以下に示します。

表 1-5-2 倉敷ブロックの広域施設整備

区分	現行の体制	広域施設規模	前期 (H19～23 年度)	後期 (H24～28 年度)	計画概要・留意点
エネルギー 回収推進施設	303t/24h	継続使用			3～4 施設程度の全 連続炉に集約化す ることが目標 ブロック内の必要 規模は計 740t/日 程度 (H28 年度) 極力熔融処理を継 続
	300t/24h	計 440t/日程 度以上	H25～H31 頃統合 →		
	180t/24h			H31 頃更新等 →	
	180t/24h				
マテリアル リサイクル 推進施設	80t/5h	継続使用	H25～H31 頃更新 →		平成 30 年度以降 に広域施設整備 ブロック内の必要 規模は計 120t/日 程度 (H28 年度)
	36t/5h		H31 頃更新等 →		
		500m ³ 程度	⇒	H21 稼働	
最終処分場	330,000m ³	継続使用			平成 28 年度中に 20,000 m ³ 程度の 容量不足
	600m ³				
	15,500m ³				
	55,769m ³				
	188,000m ³	ブロック内で 協議	→		
	224,000m ³				

出典：「新潟県ごみ処理広域化計画（平成 19 年 3 月）」を基に一部編集